『高等職業訓練促進給付金』制度のお知らせ

菊池市では、ひとり親家庭の親が、高度な技術を一から身につけ、専門的な資格を取得するために 1年以上修業する場合において、その間の生活安定を図る目的で、訓練促進給付金を支給します。

>>対象者

市内に住所がある母子家庭の母で、次の支給要件を全て満たしている人

- 児童扶養手当を受給しているか、又は同様の所得水準にあること
- 2 修業年限1年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が 見込まれる者であること
- 3 就業又は、育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- 過去に訓練促進給付金または、修了支援金の支給を受けていないこと
- 5 中央職業能力開発協会が実施する緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金 など訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと

2)対象資格

- 看護師
- 准看護師
- 介護福祉士
- ・保育士 • 理学療法士

- 作業療法士
- 理容師
- 美容師
- ・あん摩マッサージ指圧師

- はり師
- きゅう師栄養士
- 保健師 助産師

• 歯科衛生士

• 歯科技工士

- 診療放射線技師
- ・診療エックス線技師 • 臨床検査技師 • 調理師
 - 製菓衛生師
 - 柔道整復師

• 臨床工学技士

- 視能訓練士

- 社会福祉士 精神保健福祉士 言語聴覚士
- 管理栄養士
- 医師
- 歯科医師
- 薬剤師

- 義肢装具十
- 救急救命十

>>支給期間

修業期間の全期間(上限4年間ただし准看護士→正看護師の場合は上限3年間)

>>支給額

申請者や、同一の世帯員の市県民税により次の支給額になります。※最終学年(12か月)は4 万円加算あり

区分	訓練促進給付金	修了支援給付金
非課税世帯※	100,000 円	50,000 円
課税世帯※	70,500 円	25,000 円

※算定方法 平成31年4月~平成31年7月分まで ⇒ 平成30年度市県民税額 平成31年8月~平成32年3月分まで ⇒ 平成31年度市県民税額

注意)原則として申請のあった翌月から支給します。

今後修業を予定して、支給を希望される方は事前の相談が必要になります。

<お問い合わせ・申請はこちらまでどうぞ>

菊池市役所子育で支援課 電話:25-7214

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業の申請方法

【訓練給付金】

① 高等職業訓練促進給付金支給申請書(様式第1号)を提出してください。 (申請前に受講しようとする講座のパンフレット等をお持ちの上ご相談ください。)



【申請に必要な書類】

- □母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書(様式第1号)
- 口申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- 口申請者及びその児童の世帯全員の住民票の写し(菊池市内の場合は不要)
- □本人及び世帯員(20歳以上)の所得及び課税額がわかる証明書 (1月1日現在が菊池市内の場合は不要)
- 口児童扶養手当証書の写し(お持ちでない場合はご相談ください)
- □入校証明書(養成機関の長が在籍を証明する書類)
- □単位取得証明書(新規申請の場合は別キュラムがわかるもの、継続申請の場合は養成機関の長が証明する単位取得証明書)

②市から支給決定(不承認)通知書(様式第2号)が郵送されます。



【郵送されるもの】

- □支給決定通知書 □請求書(12か月分/用紙)
- ※支給額は8月に再判定を行いますので、変更になる場合があります。
- ③ 請求書を提出してください。(毎月請求)



【提出いただくもの】

- □請求書
- □出席状況証明書(養成機関の長が証明する出席状況がわかる書類を毎月提出ください。)
- ④ 毎月、登録された口座へ振り込みをします。

【修了支援給付金】

① 高等職業訓練促進給付金支給申請書(様式第1号)を提出してください。 (終了日から起算して30日以内に申請してください。)



【申請に必要な書類】

- □母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書(様式第1号)
- 口申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- 口申請者及びその児童の世帯全員の住民票の写し(菊池市内の場合は不要)
- 口児童扶養手当証書の写し(お持ちでない場合はご相談ください)
- □当該別はフラム修了証明書の写し(修業していた養成機関の長が証明する書類)

②市から支給決定(不承認)通知書(様式第2号)が郵送されます。



【郵送されるもの】

- □支給決定通知書 □請求書(用紙)
- ③請求書を提出してください。



【提出書類】 □請求書

④ 登録された口座へ振り込みをします。